

IR整備法に基づくカジノ事業者等が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の要点

○ 特定複合観光施設区域整備法 (IR整備法) 第20条から第28条までに規定するカジノ事業者等が行う設置運営事業等の監査及び会計については、監査人監査報告の方法、財務諸表・財務報告書の様式、区分経理の方法等の詳細をカジノ管理委員会規則・国土交通省令 (本命令) で定めることとされている。

○ 設置運営事業等の監査及び会計に関しては、既に「特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令」(令和3年国土交通省令第75号)に規定(参考(下掲)参照)。

○ カジノ事業者等に適用される規定である本命令と国土交通省令とで異なる主な事項は、以下のとおり。

1 勘定科目の分類(第5条関係)

勘定科目に「特定資金貸付業務貸付金」(流動資産)の項、「特定資金受入業務預り金」(流動負債)の項及び「国庫納付金及び認定都道府県等納付金」(営業費用)の項を追加

2 財務報告書の記載事項(第8条関係)

財務報告書の記載事項に「事業の状況」として「カジノ事業の収益の活用等の状況」を追加

※ 併せてカジノ管理委員会及び国土交通省が共管するIR整備法及び本命令を行政手続オンライン化法の適用対象とするための同法施行規則の一部改正を実施。

(参考)国土交通省令の概要

1 監査人事業監査報告の作成(第1条関係) (IR整備法第23条関係)

2 認定設置運営事業者等の行為の差止請求に係る報告(第2条関係) (IR整備法第25条関係)

3 認定設置運営事業者等が行う業務の会計及び監査(第3条～第38条関係) (IR整備法第28条関係)

(1) 認定設置運営事業者等が行う業務の会計の整理について、認定設置運営事業者等によるべき会計の基準、事業年度、勘定科目の分類並びに財務諸表の種類及び様式を定める。(第3条～第5条関係)

(2) 認定設置運営事業者等の区分経理の整理方法を定める。(第6条及び第7条関係)

(3) 財務報告書の記載事項及び添付書類、提出期限の承認手続等を定める。(第8条～第10条、第15条及び第20条関係)

(4) IR整備法第28条第6項の規定による監査人財務監査報告の方法、内容等を定める。(第11条～第14条関係)

(5) 財務報告に係る内部統制報告書の作成方法、記載事項等を定める。(第16条～第19条関係)

(6) 四半期報告書の記載事項、作成方法等を定める。(第21条～第25条関係)

(7) 財務報告書等の公告方法を定める。(第26条～第27条関係)

(8) 財務報告書及び四半期報告書並びに財務報告に係る内部統制報告書についての公認会計士又は監査法人の監査証明の基準及び手続等を定める。(第28条～第35条関係)

(9) 公認会計士又は監査法人による法令違反等事実に係る通知方法、国土交通大臣への申出方法等を定める。(第36条～第38条関係)